平成２５年（フ）第６４０号
熊本市南区良町５丁目１番33―201号　宮本コーポA、前住所福岡県大野城市川久保１丁目17番10―501号　第１シャトービル
債務者　沖川　孝治
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森髙　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９９号
奈良県生駒市元町１丁目10番15号
債務者　渡辺　克明
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３３４号
北海道旭川市東５条７丁目２番16号　アレスA―101号
債務者　畠山　利弘
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０６号
埼玉県草加市両新田西町208番地10
債務者　邊見　雅男
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　芳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２６２号
埼玉県新座市西堀１―７―21　コーポセジュール102号、住民票上の住所埼玉県新座市西堀１丁目７番５号
債務者　岩波　浩司
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２２号
埼玉県川口市仲町２番21―205号
債務者　大場　敦浩
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９７号
新潟県上越市大字岩木1133番地７
債務者　渡邊　元美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝妻　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１０５６号
堺市東区白鷺町２丁７番６―101号、前住所堺市北区南花田町554番地８
債務者　森　　陽一
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７３号
さいたま市見沼区大字南中丸1280番地35　サンモールC201号
債務者　金谷　正男（旧姓南雲）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井合　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
静岡市駿河区泉町７番32号　西側、旧住所静岡市清水区馬走975番地の55
債務者　西澤喜惣治
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3379番地21
債務者　永迫　健藏
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２０号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3379番地21
債務者　永迫美惠子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２１号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3379番地21
債務者　永迫マスヨ
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１０号
大分県佐伯市新女島27班　アーバンハイツ01号、住民票上の住所佐伯市6943番地　中新地住宅３号
債務者　市原　典子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２９３号
岩手県八幡平市大更第24地割１番地176　市営竹花第二住宅１―１号
債務者　立柳佐栄子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２９４号
岩手県八幡平市大更第24地割１番地176　市営竹花第二住宅１―１号
債務者　立柳　重明
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０２号
群馬県太田市由良町1396番地５　パナハイツ由良201号、前住所群馬県太田市鳥山下町639番地30　サンシテイハイツ201
債務者　中島　有美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
前橋地方裁判所太田支部